

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 38 年ごろ、婦人会役員として A 市（現在は、B 市）の年金関係施設を見学し、年金の重要性を認識し、早速、C 市にある同市役所支所で国民年金の任意加入の手続をした。当時は、国民年金保険料は婦人会が集金し、年度末に市役所から国民年金保険料領収カードを受け取るシステムで、昭和 39 年度の集金者の領収印のある同領収カードを持っており、申立期間は国民年金保険料を納付していたので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間以降は国民年金保険料を完納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったことが推測される。

また、申立人は、領収欄に集金者の押印のある昭和 39 年度の国民年金保険料領収カードを所持しており、同領収カードの氏名欄は申立人であるが記号番号は申立人と同一地区の別人に払い出された番号が記載されているものの、該当の別人は昭和 39 年 9 月には他市に転出していたことから、同領収カードは申立人のものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 40 年度の国民年金保険料領収カードは所持していないものの、41 年度以降も国民年金保険料を納付している上、申立人は、「当時、家庭環境等に特別の変化は無かった。」としていることを踏まえると、40 年度の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 51 年 12 月末に会社を退職した後、夫は自営業で厚生年金保険に加入しておらず、近所の叔母からも国民年金の加入を勧められたことから、A 市役所で国民年金の加入手続をした。当時、国民年金保険料として 2,200 円程度を夫の分と併せて納付していたことを記憶している。申立期間について、夫に納付記録があるのに私のみ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を付加保険料も含めて完納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったことが推測される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 2 月ごろ A 市から払い出されており、申立期間のうち、52 年 1 月から同年 3 月までの期間は過年度保険料となるが、社会保険事務所が保管している申立人の夫の特殊台帳を見ると、昭和 51 年度は申請免除手続を行い、追納していることが確認でき、過去に納付できなかった国民年金保険料に対して納付意欲があったことがうかがえる上、申立人及び申立人の夫は 53 年 4 月以降、国民年金保険料を完納していることを踏まえると、申立人の夫の申請免除期間の追納時に併せて申立人の過年度分の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金への加入時期からみて現年度納付が可能であり、申

立人の夫は国民年金保険料を納付している上、申立人の叔母（国民年金保険料は完納）から勧められて国民年金に加入した申立人が国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける申立人の被保険者記録うち、申立期間に係る資格喪失日（平成 17 年 2 月 27 日）及び資格取得日（平成 17 年 8 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 2 月 27 日から同年 8 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

平成 13 年 8 月から株式会社Aに勤務し、20 年 1 月まで同社を辞めたことは無く、給与から厚生年金保険料を控除されている給与明細書を持っているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、株式会社Aにおいて平成 13 年 8 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、17 年 2 月 27 日に資格を喪失後、同年 8 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、17 年 2 月から同年 7 月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が所持している申立期間の給与明細書、株式会社Aが提出した申立人に係る平成 17 年の給与等年間集計表及び雇用保険の加入記録から、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、給与明細書等の保険料控除額から 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行について、事業主は、「本件発生の原因は、新規事業を立ち上げ、申立人を移籍させる予定であったが、同事業が中止となったことによる事務処理の誤りと考えられる。」としている上、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 2 月から同年 7 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月、同年3月、50年5月、52年3月及び60年8月から61年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月及び同年3月
② 昭和50年5月
③ 昭和52年3月
④ 昭和60年8月から61年2月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

昭和40年3月以降、いくつかの自動車の整備・販売等の会社に勤務した。各会社を退職する時には、A町（現在は、B市）に私の両親等と同居していたので、母に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を依頼していたが、合計4回の11か月分についての納付記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月ごろA町から払い出されたものと推測され、社会保険事務所保管の特殊台帳、A町の電算記録及び申立人が所持している年金手帳には、国民年金の最初の資格取得日は52年4月1日と記載されていることから、資格取得日より前の未加入期間となり、納付書の発行は無かったものとみられるほか、申立期間①は52年6月時点で時効であったことから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立ての全期間について、B市が保管する国民年金保険料徴収連名簿等の昭和48年度（申立期間①に該当）、50年度（申立期間②に該当）、

51 年度（申立期間③に該当）及び 60 年度（申立期間④に該当）を見ると、いずれも申立人の氏名は見当たらず、申立人は国民年金に加入していなかったものと推測される。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母は病気のため事情を聴取することができない上、申立期間当時に同居していた家族からも国民年金に関しては申立人の母以外は関与していないとして具体的な証言を得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。